

平成18年旭市議会第1回臨時会会議録目次

第1号(1月17日)

議事日程第1号その1	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
臨時議長の紹介.....	3
開 会.....	3
仮議席の指定.....	3
当選議員及び市長並びに説明員紹介.....	4
市長あいさつ.....	4
議長の選挙.....	5
議事日程第1号その2	9
本日の会議に付した事件.....	9
議席の指定.....	11
会議録署名議員の指名.....	11
会期の決定.....	11
副議長の選挙.....	12
発議案上程.....	14
提案理由の説明.....	14
質疑、討論、採決.....	15
諸般の報告.....	16
常任委員会委員の選任.....	17
常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告.....	18
議会運営委員会委員の選任.....	18
議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告.....	19
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙.....	19

東総衛生組合議会議員の選挙.....	20
議案上程.....	21
議案第 1 号 平成 17 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 平成 17 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 3 号 旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定 について	
議案第 4 号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について	
議案第 5 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
議案第 6 号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
議案第 7 号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
議案第 9 号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
議案第 10 号 旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
議案第 11 号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	
議案第 12 号 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
議案第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
提案理由の説明.....	22
議案の補足説明.....	24
質疑、討論、採決.....	36
閉会中の所管事務調査申出書の件.....	45
閉 会.....	45

平成18年旭市議会第1回臨時会会議録

議事日程（第1号）その1

平成18年1月17日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 仮議席の指定
- 第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
- 第 4 市長あいさつ
- 第 5 議長の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
- 日程第 4 市長あいさつ
- 日程第 5 議長の選挙

出席議員（26名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世
7番	景 山 岩三郎	8番	滑 川 公 英
9番	嶋 田 哲 純	10番	柴 田 徹 也
11番	木 内 欽 市	12番	佐久間 茂 樹
13番	日 下 昭 治	14番	平 野 浩
15番	林 俊 介	16番	明 智 忠 直
17番	林 一 雄	18番	高 木 武 雄
19番	嶋 田 茂 樹	20番	向 後 和 夫
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

23番 鈴木正道

25番 伊藤 鐵

24番 神子 功

26番 林 一哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥榮子	病院事務部長	今井和夫
総務課長	増田雅男	新市行政推進室長	加瀬博夫
秘書広報課長	平野哲也	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	小長谷博	環境課長	堀川茂博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	林久男	高齢者福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	小田雄治	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院事務次長	伊東一直		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一

午前10時26分

事務局長（来栖昭一） おはようございます。

議会事務局長の来栖昭一でございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

本日、平成18年旭市議会第1回臨時会が招集されましたが、この議会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、伊藤鐵議員が年長の議員であります。伊藤鐵議員、よろしく願いをいたしたいと思います。

（伊藤 鐵、議長席に着席）

臨時議長（伊藤 鐵） ただいまご紹介をいただきました伊藤鐵でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時28分

日程第1 開 会

臨時議長（伊藤 鐵） ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 仮議席の指定

臨時議長（伊藤 鐵） 日程第2、仮議席の指定。仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第3 当選議員及び市長並びに説明員紹介

臨時議長（伊藤 鐵） 日程第3、当選議員及び市長並びに説明員紹介。当選議員及び市長並びに説明員の紹介をいたします。

初めに、当選議員の紹介を事務局長からお願いいたします。

（事務局長 来栖昭一 紹介をする）

臨時議長（伊藤 鐵） 続いて、市長並びに説明員の紹介を総務課長からお願いいたします。

（総務課長 増田雅男 紹介をする）

日程第4 市長あいさつ

臨時議長（伊藤 鐵） 日程第4、市長あいさつ。

ここで市長からごあいさつがあります。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日ここに平成18年旭市議会第1回臨時会を招集させていただき、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

臨時議長よりご指名をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、昨年、12月18日に執行されました新市における最初の市議会議員一般選挙において、立候補者36人から26人を選ぶという、過去に例を見ない厳しい選挙を経て、めでたく当選をなされました。

本日ここに初の議会を迎えられましたことは、誠にご同慶の至りであり、改めてお祝いを申し上げます。

さて、今回の選挙は、今さら申し上げるまでもなく、1市3町合わせて70人でございました議員定数を26人に減らすという、合併の目的の一つである経費の削減や事務の効率化を目標とした合併協議での決定のもとに実施をされたものであります。そういった意味では、合併の理念・目的を首長の選挙に続いて議会が示していただいたものと考えております。

今後は、私どもも行政の側といたしましても、この合併の理念・目標に基づいて、事務の効

率化等の行財政改革の推進に努め、地方自治新時代にふさわしい、自立したまちづくりに邁進してまいる覚悟でございますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、厳しい選挙期間中には市民の皆様からたくさんの声を聞き、それをかなえるべく議場に入られたことと思います。私も常に市民の声を聞き、市民と向かい合った市政運営を公約しております。

議員の皆様におかれましても、市民のご意見・ご要望は遠慮なくお話しいただき、できるものできないもの、実施すべきものすべきでないもの等十分議論しながら、皆様と手を携えて市政運営にあたっていきたいと考えております。

少子高齢社会、人口減少、三位一体の改革、規制緩和、官から民へ等々、地方自治を取り巻く環境は、非常に複雑かつ難しい時代であります。だからこそやりがいもあり、頑張り次第で我が旭市は日本一住みよいまちになれるものと確信をしております。

このような変革の時期に、皆様方をお迎えして、ともに市政の運営に携わることができまことを非常に心強く感じているところであり、今後とも議員各位のご支援、ご協力を重ねてお願いをする次第でございます。

終わりに、皆様方のご活躍を心からご祈念申し上げまして、ごあいさつにいたします。

日程第5 議長の選挙

臨時議長（伊藤 鐵） 日程第5、議長の選挙。議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（伊藤 鐵） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

臨時議長（伊藤 鐵） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

臨時議長（伊藤 鐵） ただいまの出席議員は25名であります。

立会人の指名をいたします。立会人に、4番、伊藤房代議員、5番、林七巳議員、以上2名を指名いたします。

これより投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

臨時議長(伊藤 鐵) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(伊藤 鐵) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

臨時議長(伊藤 鐵) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

臨時議長(伊藤 鐵) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(伊藤 鐵) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。4番、伊藤房代議員、5番、林七巳議員、開票立ち会いをお願いいたします。

(立会人、立会人席へ着席)

(開票)

臨時議長(伊藤 鐵) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 25票

有効投票 24票

無効投票 1票です。

有効投票のうち 鈴木正道議員 24票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、鈴木正道議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木正道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

臨時議長(伊藤 鐵) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(伊藤 鐵) 議長、鈴木正道議員、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(議長 鈴木正道 登壇)

議長(鈴木正道) 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

旭市議会の改選後、初めての議会におきまして、議長という重責を仰せつかりまして誠に光栄に存ずる次第でございます。私は、もとより浅学非才の身でございますが、今その責任の重大さをひしひしと感じているわけでございますけれども、議員各位の温かいご支援をいただきながら、この重責を全うしたい、そのように考えております。よろしくお願い申し上げます。

旭市は、昨年7月1日に1市3町で合併をいたしまして、7万有余の新しい市が誕生いたしました。この合併は、県下では4番目の合併だと聞いております。しかし、四つの自治体が合併した合併は県下で初めてでございます。恐らく県下でもこの旭市の議会、また旭市を注目しているところであると思っております。これから人と緑の輝く、そしてまた幸せの保てるすばらしいまちづくりのために、議会の皆さん方のご協力をいただきながら、そしてまた議会が一致団結いたしまして、伊藤市長はじめ執行部の皆さん方とともども手を携えながら、将来、生きがいのあるまちづくりのために頑張る所存でございます。どうか皆さん方の温かいご支援を心からお願い申し上げまして、極めて簡単でございますけれども、お礼のごあいさつに代える次第でございます。

よろしくをお願いいたします。(拍手)

臨時議長(伊藤 鐵) ここで議長と交代いたします。

議長、鈴木正道議員、議長席にご着席願います。

しばらく休憩いたします。自席のまましばらくお待ちください。

どうも大変失礼いたしました。ありがとうございました。

休憩 午前 11時00分

議 事 日 程 (第1号) その2

平成18年1月17日(火曜日)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 発議案上程
- 第 6 提案理由の説明
- 第 7 質疑、討論、採決
- 第 8 諸般の報告
- 第 9 常任委員会委員の選任
- 第10 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第11 議会運営委員会委員の選任
- 第12 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第13 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第14 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第15 議案上程
- 第16 提案理由の説明
- 第17 議案の補足説明
- 第18 質疑、討論、採決
- 第19 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 発議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 質疑、討論、採決

- 日程第 8 諸般の報告
- 日程第 9 常任委員会委員の選任
- 日程第 10 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 12 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 13 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 14 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 15 議案上程
- 日程第 16 提案理由の説明
- 日程第 17 議案の補足説明
- 日程第 18 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 日程第 19 閉 会

再開 午前 11時 2分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。ご了承くださいたいと思います。

日程第1 議席の指定

議長（鈴木正道） 日程第1、議席の指定。議席の指定を行います。

議席は、ただいまの着席の仮議席を本議席に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（鈴木正道） 日程第2、会議録署名議員の指名。会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。1番、伊藤保議員、2番、島田和雄議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（鈴木正道） 日程第3、会期の決定。会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案等説明のため、市長、助役及び教育長ほか関係課長の出席を求めました。

日程第4 副議長の選挙

議長（鈴木正道） 日程第4、副議長の選挙。副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

議長（鈴木正道） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（鈴木正道） ただいまの出席議員は26名であります。

立会人の指名をいたします。6番、向後悦世議員、7番、景山岩三郎議員、以上の2議員を指名いたします。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

議長（鈴木正道） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

議長（鈴木正道） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

議長(鈴木正道) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。6番、向後悦世議員、7番、景山岩三郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(立会人、立会人席へ着席)

(開票)

議長(鈴木正道) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26票

有効投票 26票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 高木武雄議員 26票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、高木武雄議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高木武雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席にお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

議長(鈴木正道) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(鈴木正道) 副議長、高木武雄議員、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

ご登壇願います。

(副議長 高木武雄 登壇)

副議長(高木武雄) それでは、一言御礼申し上げます。

ただいまは全員の皆様方に副議長として推薦をいただきまして、誠にありがとうございます。

す。私、もとより浅学非才ではございますが、鈴木議長の下で議会の円満なる運営と議会の権威と品位の向上のために微力ながら尽くすこととお誓い申し上げまして、非常に簡単ではございますが、御礼の言葉に代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（鈴木正道） ここで、11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時31分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 発議案上程

議長（鈴木正道） 日程第5、発議案上程。発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

日程第6 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 日程第6、提案理由の説明。提案理由の説明を求めます。

伊藤鐵議員、ご登壇願います。

（25番 伊藤 鐵 登壇）

25番（伊藤 鐵） ただいま一括議題となりました発議第1号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この2議案につきましては、平成17年12月31日をもって、在任特例による議員の任期が満了となり、改選後の議員が26人となったことに伴い提案するものでございます。

発議第1号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につきましては、第14条の議

案の提出及び第17条の修正動議の中で、賛成者を5人以上と定めているものを、それぞれ3人以上に改めようとするものでございます。

発議第2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第4条第2項中、議会運営委員会の委員の定数を12人から8人に、第7条第2項中、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を12人から8人に、別表中の常任委員会の委員の定数について、総務常任委員会は18人から6人に、文教福祉常任委員会は18人から7人に、建設経済常任委員会は17人から6人に、公営企業常任委員会は17人から7人に、それぞれ改めようとするものでございます。

以上、発議第1号及び発議第2号の2議案につきまして、ご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

日程第7 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第7、質疑、討論、採決。質疑、討論、採決を行います。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案は委員会付託を省略し直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は直接審議することに決しました。

発議第1号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

事務処理及び昼食のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時32分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 諸般の報告

議長(鈴木正道) 日程第8、諸般の報告。

旭市議会会議規則の一部を改正する規則並びに旭市議会委員会条例の一部を改正する条例について、公布、施行されましたことを報告いたします。

日程第9 常任委員会委員の選任

議長（鈴木正道） 日程第9、常任委員会委員の選任。常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

総務常任委員会委員に高木武雄議員、林俊介議員、平野浩議員、日下昭治議員、伊藤房代議員、島田和雄議員、以上6名を指名いたします。

文教福祉常任委員会委員に林正一郎議員、林一雄議員、木内欽市議員、柴田徹也議員、景山岩三郎議員、向後悦世議員、伊藤保議員、以上7名を指名いたします。

建設経済常任委員会委員に神子功議員、鈴木正道、向後和夫議員、嶋田哲純議員、滑川公英議員、平野忠作議員、以上6名を指名いたします。

公営企業常任委員会委員に林一哉議員、伊藤鐵議員、高橋利彦議員、嶋田茂樹議員、明智忠直議員、佐久間茂樹議員、林七巳議員、以上7名を指名いたします。

おはかりいたします。常任委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、各常任委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 2時17分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

議長（鈴木正道） 日程第10、常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。常任委員会委員長並びに副委員長の当選結果を報告いたします。

総務常任委員会の委員長に林俊介議員、副委員長に平野浩議員。文教福祉常任委員会の委員長に林一雄議員、副委員長に柴田徹也議員。建設経済常任委員会の委員長に向後和夫議員、副委員長に滑川公英議員。公営企業常任委員会の委員長に高橋利彦議員、副委員長に明智忠直議員。

以上のとおりであります。

日程第11 議会運営委員会委員の選任

議長（鈴木正道） 日程第11、議会運営委員会委員の選任。議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

神子功議員、林正一郎議員、高橋利彦議員、向後和夫議員、嶋田茂樹議員、林一雄議員、林俊介議員、日下昭治議員、以上8名を指名いたします。

おはかりいたします。議会運営委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、議会運営委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長

まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時58分

議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

議長（鈴木正道） 日程第12、議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に神子功議員、副委員長に日下昭治議員。

以上のとおりであります。

日程第13 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長（鈴木正道） 日程第13、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員のうち、同組規約第6条第2項の本文の規定による議員に伊藤鐵議員、同項ただし書きの規定による議員に佐久間茂樹議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました伊藤鐵議員を同組規約第6条第2項の本文の規定による議員の当選人に、佐久間茂樹議員を同項ただし書きの規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、伊藤鐵議員が同組規約第6条第2項本文の規定による議員の当選人に、佐久間茂樹議員が同項ただし書きの規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました伊藤鐵議員と佐久間茂樹議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第14 東総衛生組合議会議員の選挙

議長（鈴木正道） 日程第14、東総衛生組合議会議員の選挙。東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に林一雄議員、嶋田哲純議員、同条第4項の規定による議員に伊藤保議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林一雄議員、嶋田哲純議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、伊藤保議員を同条第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、林一雄議員、嶋田哲純議員が同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、伊藤保議員が同条第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました林一雄議員、嶋田哲純議員、伊藤保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第15 議案上程

議長(鈴木正道) 日程第15、議案上程。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第14号までの14議案であります。

議案第1号から議案第14号までの14議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

議案第 4号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 5号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 議案第 8 号 旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 16 提案理由の説明

議長（鈴木正道） 日程第16、提案理由の説明。提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本臨時会に提案いたしました議案14件について提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,480万円を追加し、194億480万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金に8,065万9,000円、県支出金に32万円、諸収入に1,187万5,000円を追加し、繰入金から2,355万4,000円、市債から5,450万円を減額するものであります。

歳出については、議会費に92万5,000円、総務費に1,518万1,000円、民生費に2,449万8,000円、教育費に278万8,000円を追加し、衛生費から82万7,000円、労働費から19万8,000円、農林水産業費から35万3,000円、商工費から476万3,000円、土木費から2,169万7,000円、消防費から75万4,000円を減額するものであります。

議案第 2 号は、平成17年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまし

て、歳入歳出にそれぞれ3,098万7,000円を追加し、予算の総額を27億3,161万1,000円とするものであります。

議案第3号は、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてでありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市が設置する公の施設の管理について、管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が設けられたことに伴い、本市における指定管理者の指定の手續等について定めるものであります。

議案第4号は、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、現在、飯岡保健福祉センターとして設置している施設のうち、福祉センター部分を独立して条例設置し、指定管理者による管理を実施できるようにするものであります。

なお、保健センター部分については、議案第9号で説明いたします。

議案第5号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡保健福祉センターの使用料を定めた部分について、新たに設置する飯岡福祉センターとしての使用料に改めるものであります。なお、飯岡保健センター部分の使用料については、無料とするものであります。

議案第6号は、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、同施設について指定管理者による管理を実施できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、同施設について指定管理者による管理を実施できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、同施設について指定管理者による管理を実施できるよう所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、従来の飯岡保健福祉センターの保健センター部分及び海上保健福祉センターを新たに保健センターとして規定するため改正するものであります。

なお、附則において旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正と旭市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止を行うものであります。

議案第10号は、旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、管理委託制度の廃止に伴い、管理委託する規定を削除するため所要の

改正をするものであります。

議案第11号は、大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、管理委託制度の廃止に伴い、公共的団体に管理委託できる旨の規定を削除するため改正するものであります。

議案第12号は、大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、管理委託制度の廃止に伴い、公共的団体に管理委託できる旨の規定を削除するため改正するものであります。

議案第13号及び議案第14号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、本日提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げました。詳しくは事務担当者からご説明し、またご質問にもお答えいたしますので、なにとぞご賛成くださいますようお願い申し上げます。

議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

日程第17 議案の補足説明

議長（鈴木正道） 日程第17、議案の補足説明。議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

財政課長（高埜英俊） 議案第1号 平成17年度旭市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1,480万円を追加し、予算の総額を194億480万円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正であります、内容は6ページの表で説明いたします。

第3条は地方債の補正であります、内容は7ページの表で説明いたします。

2 ページから 5 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

6 ページです。

第 2 表の債務負担行為補正は追加で、平成17年度と18年度の 2 か年にわたって、総合型地理情報システム整備事業及び防災対策整備事業の防災アセスメント調査を実施するため、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

7 ページです。

第 3 表の地方債補正は変更で、臨時地方道整備事業では3,200万円を減じて、補正後の限度額を4,000万円とするものであり、これは市道 1 級 5 号線の施工面積の変更によるものです。

また、排水路整備事業では2,250万円を減じるものですが、この事業は翌年度にまちづくり交付金事業として採択される見込みがあるため、事業自体を翌年度に送るものです。

9 ページと10ページは、事項別明細書の総括ですので省略いたします。

11ページです。

13款 1 項国庫負担金であります。

1 目 2 節児童福祉費国庫負担金の保育所運営費負担金の57万6,000円の追加は、対象者の増加によるものです。

2 項国庫補助金であります。

4 目 1 節道路橋梁費国庫補助金の8,005万円の追加は、谷丁場遊正線の補助採択により、地方道路整備臨時交付金を計上するものであります。

14款 1 項県負担金であります。

1 目 2 節児童福祉費県負担金の32万円の追加は、国庫負担金と同じく対象者の増によるものです。

12ページです。

17款 2 項基金繰入金であります。

1 目財政調整基金繰入金の2,355万4,000円の減額は、財源調整でございます。

19款 4 項雑入であります。

備考欄 1 の自治総合センターコミュニティ助成金は、川向区の祭用品と中 8 区南堀之内の遊具で380万円の追加です。

3 の防火水槽移設補償金の795万5,000円は、都市計画道路旭駅前線事業に係るもので、県

からの補償金です。

20款市債は、3目土木債で、1の臨時地方道整備事業債が3,200万円の減額、2の排水路整備事業債が2,250万円の減額でありまして、先ほど第3表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出です。

給与改定分以外の補正内容について、歳入で触れなかったものを説明いたします。

13ページです。

2款1項1目備考欄2の総務事務費の通信運搬費の200万円の追加は、合併に際して各種通知が多くなったことによるものです。

14ページです。

備考欄3の庁舎管理費の531万2,000円の追加は、燃料費及び電気料金などの不足分です。

4の庁舎改修事業は、支所の活用等を図るための改修費です。

8目電子計算費の統合型地理情報システム整備事業は、都市計画図などの地理情報の基礎データを作成するものです。

飛んで19ページです。

3款2項3目介護保険費の備考欄2の介護保険事業特別会計繰出金は、本年4月からの介護保険の大幅な制度改正に伴う電算システム修正分に対する一般会計からの繰り出しです。

22ページです。

4款1項4目環境衛生費の備考欄2の環境衛生事務費は、無縁墓地の整備に係るものです。

24ページです。

7款1項3目観光費の備考欄2の観光施設管理費の90万円の追加は、田中の池改修工事の費用です。

26ページです。

8款2項3目道路新設改良費の備考欄1の道路新設改良事業の5,060万円の追加は、歳入で説明しました谷丁場遊正線に係るものです。

28ページです。

9款1項3目災害対策費備考欄1の防災対策事業は、防災アセスメント調査委託料の17年度分です。

29ページです。

10款2項1目学校管理費の備考欄3の小学校施設改修事業の114万4,000円の追加は、琴田小学校屋内運動場の改修費用で、放課後児童健全育成事業の準備です。

30ページです。

3 項 1 目学校管理費の中学校施設改修事業の103万8,000円の追加は、飯岡中学校のベランダ防水工事等です。

32ページです。

10款 5 項 1 目保健体育総務費のスポーツ振興事業は、天保駅伝に代わって市民駅伝大会を開催するための補助金です。

飛んで37ページです。

本表は、地方債現在高の見込みに関する調書であります。

今回の補正額は、土木債から5,450万円を減額することにより、平成17年度末の現在高は249億3,826万5,000円となるものです。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第 2 号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正額は、第 1 条でお示しのとおり、歳入歳出予算にそれぞれ3,098万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を27億3,161万1,000円とするものです。

次の 2 ページから 6 ページは、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括です。説明は省きまして、7 ページの歳入から補正予算の内容についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 款 2 項国庫補助金、2 目事務費交付金は、介護費用適正化緊急対策給付金19万4,000円の追加で、介護給付費通知が補助対象となったものです。

3 目事務費補助金は、介護保険システム修正事業費補助金340万5,000円の追加補正でありまして、歳出のところでご説明申し上げますが、電算システム修正のための補助金です。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目介護保険事務費繰入金は、事務費繰入金として一般会計より2,738万8,000円を追加するものです。

次は 8 ページになります。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費3,098万7,000円の追加は、説明欄に記載のとおり、合併前の旧システムの電算保守委託料259万4,000円の減額と第 3 期介護保険事業計画策定業務委託料の執行残316万9,000円の減額、及び介護保険制度の大幅な改正に伴うシステムの修正業務委託料として新たに3,675万円を補正するものです。

次の 2 項の徴収費は、財源更正です。

続きまして、2 款保険給付費の補正ですが、1 項介護サービス等諸費から、9 ページの一番下の計欄になりますが、1,821万9,000円の減額をし、10ページになります、2 項支援サービス等諸費へ、同じく計の欄になりますが、858万円、次の表の 5 項特定入所者介護サービス等費へ963万9,000円増額補正するもので、保険給付費全体では同額となります。理由といたしましては、要支援者の給付費の増、10月制度改正に伴う低所得者への食費、居住費等の補足給付対象者の増加が主なもので、ほかには福祉用具の購入や住宅改修の利用が増えていることが挙げられます。このようなことから、保険給付費全体の中で科目ごとに見直しをして補正するものであります。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算についての説明を終わります。

議長（鈴木正道） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号について、新市行政推進室長、登壇してください。

（新市行政推進室長 加瀬博夫 登壇）

新市行政推進室長（加瀬博夫） 議案第 3 号 旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の具体的な内容の説明の前に、指定管理者制度の概要等について説明をさせていただきます。

平成15年の地方自治法の改正によりまして、地方公共団体が公の施設の管理を他の団体に行わせる場合の仕組みが、従来の管理委託制度から指定管理者制度に変更されました。

この指定管理者の制度は、公の施設の管理に民間の持つ能力、ノウハウを活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としたものでありまして、従来の管理委託制度における管理主体が公共団体・公共的団体等に限定されていたのに対しまして、指定管理者制度における管理主体は、これに限らず民間事業者を含む法人その他の団体にまで広げられてきております。

今後は、本市におきましても、指定管理者による管理を行わせることが適当と認められる施設については、積極的にこの制度を活用してまいりたいと考えているところですが、議案

第3号は、この制度を活用していく前提といたしまして、指定管理者の指定の手續等について定めようとするものであります。

なお、地方自治法の改正時におきまして、現に改正前の管理委託制度による管理が行われている施設につきましては、平成18年、本年の9月1日までは、管理委託を継続することができるという経過措置が設けられております。本市におきましても、この経過措置により、現に管理委託制度による管理を行わせている公の施設がございますが、これらの施設については、期限までに指定管理者制度に移行するか、あるいは市の直接の管理とするかについて定めておく必要があるものでございます。

議案第4号以下の一連の条例改正等のうち、議案第4号の飯岡福祉センター、議案第6号のあさひ健康福祉センター、議案第7号の海上ふれあいサポートセンター及び議案第8号の旭市福祉作業所につきましては、現に管理委託制度による管理が行われておりますが、今回の条例改正は、これらの施設について経過措置の期限までに指定管理者制度に移行させることができるようにするための所要の改正等を行おうとするものでございます。

また、議案第10号の旭市農村公園については、現に管理委託しているものを当面は市の直営、すなわち直接の管理としようとするものでございます。

また、議案第11号の大原幽学遺跡史跡公園及び議案第12号の大原幽学記念館につきましては、現在も市が直接管理を行っていますが、条例上は、地方自治法の改正前の管理委託ができることとされているために、経過措置の期限を前に、この規定を削除しようとするものであります。

議案第5号及び議案第9号は、これらの一連の指定管理者制度の導入等に関連して行う所要の条例の改正でございます。

なお、公の施設を指定管理者に管理させようとする場合には、当該公の施設の設置管理条例においてその旨を定めておくほか、指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされております。

現に管理委託を行っていて、これを指定管理者による管理に移行させようとするこの4施設に関しての指定管理者制度への移行の時期につきましては、諸般の事情を勘案いたしまして、年度の切り替わりに行う、すなわち平成18年度の当初から指定管理者による管理を行わせることが望ましいと考えられるところから、本議会におきまして関係条例の制定等の議決をいただきましたならば、本年3月の定例議会におきまして、それぞれの施設に係る指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決をいただきたいと考えているものであります。

以上が指定管理者制度の概要並びに本議会に提案しております条例の制定及び改正に関する全般の説明でございます。

それでは、改めて議案第3号についてご説明を申し上げます。

本条例は、公の施設の指定管理者制度の導入におきまして、指定管理者の指定を実際に行うための手続等について、包括的に定めるものでございます。

個々の条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、趣旨規定でございます。本条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設を指定管理者に管理させる場合の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、指定管理者の指定を受けようとする団体の公募について定めるものでございます。

第3条は、指定管理者になろうとする団体の申請の方法についての規定でございます。施設の管理業務に関する事業計画書等を提出しなければならないことなどを定めるものでございます。

第4条は、指定管理者の候補者の選定に係る基準に関する規定でございます。事業計画書の内容が、施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであるかどうか等について審査することなどを定めるものでございます。

第5条は、第2条の規定の例外といたしまして、一定の場合には公募を経ずに指定管理者の候補者を選定することができることを定めるものであります。

第6条は、指定管理者の指定を行う場合には、あらかじめ議会の議決が必要であること、また指定を行ったときには、その旨を告示しなければならないことを定めるものであります。

第7条は、指定管理者となった団体は、市長との間において、施設の管理について協定を締結しなければならないことを定めるものであります。

第8条は、指定管理者は毎年度終了後30日以内に市長に対し事業報告をしなければならないことを定めるものであります。

第9条は、市長が定期の報告とは別に、施設の管理の適正を期するため、必要に応じ報告を求め、調査及び指示ができることを定めるものでございます。

第10条は、指定管理者による施設の管理の継続が適当でないとき、市長は指定管理者の指定を取り消し、または業務の停止を命ずることができることなどを定めるものであります。

第11条は、指定期間の満了や指定の取り消し等により、指定管理者が施設を管理しなくなった場合の原状回復義務について定めるものであります。

第12条は、指定管理者が施設または設備を損傷または滅失した場合の損害賠償義務について定めるものであります。

第13条は、指定管理者及び業務従事者の守秘義務について定めるものです。

第14条は、教育委員会が所管する施設の管理についての、この条例の適用に関して定めるものであります。

第15条は、委任規定であります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からと定めるものであります。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 新市行政推進室長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 林 久男 登壇）

社会福祉課長（林 久男） 議案第4号から議案第8号までの5議案について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第4号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、従来、飯岡保健福祉センターとして設置されていた施設の福祉センター部分を独立して設置し、同施設の管理について指定管理者制度を導入するために制定するものでございます。

では、条文の内容について説明いたします。

第1条は、設置の根拠規定であります。

第2条は、施設の名称及び位置を定めるものであります。

第3条は、施設が行うべき業務の内容に関する規定であり、本施設は市民の福祉増進に係る幅広い事業を行うものであります。

第4条は、施設の使用許可に関する規定です。

第5条は、施設の使用制限に関する規定で、施設の管理上支障があると認めるときは使用の許可をしないことができます。

第6条は、施設の使用の禁止及び使用許可の取り消しに関し定めるもので、条例、規則、

使用許可の条件等に違反した場合の措置について規定しております。

第7条は、施設の使用料に関する規定です。

第8条は、先ほど来の指定管理者による管理について担保する規定です。

第9条は、指定管理者が施設を管理する場合の業務の範囲を定める規定です。第3条に定める各種福祉事業全般の実施と、施設使用の許可、また施設全般の維持管理を行わせるものとしております。

第10条は、指定管理者が行う施設管理の基準について定めるものであります。

第11条は、使用者が施設及び設備を損傷した場合の損害賠償に関する規定です。

第12条は、委任規定です。

附則は、この条例の施行期日を本年4月1日とするものです。

次に、議案第5号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、議案第4号により独立して設置することとなる飯岡福祉センターの使用料に関して定めるものであり、使用料の金額は現在と変わりません。

なお、議案第9号の改正条例により新たに設置される保健センター部分の使用料については、無料といたします。

次に、議案第6号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、現在、従来の管理委託制度により旭市福祉協会に管理を委託している本施設に指定管理者制度を導入しようとするものです。

第3条の改正規定及び第4条の削除規定は、制度移行のための文言整理であります。

第10条については、従来の管理委託制度に関する規定であるため、これを削除するものです。

第9条から第11条までを追加する改正規定については、同施設に指定管理者制度を導入するためのものです。

第9条は、指定管理者制度の導入を担保する規定です。

第10条は、指定管理者が行う業務の範囲を定める規定で、施設が本来行うべき事業の実施、施設使用の許可、また施設全般の維持管理を行わせるものとしております。

第11条は、指定管理者が行う施設管理の基準について定めるものです。

なお、これらの規定の追加により、従来、第11条にあった委任規定を第12条とするもので

す。

附則は、この条例の施行期日を本年4月1日とするものです。

次に、議案第7号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、現在、従来の管理委託制度により旭市社会福祉協議会に管理を委託している本施設に指定管理者制度を導入しようとするものであります。

第1条及び第5条の改正規定については、制度移行のための文言整理であります。

第8条については、従来の管理委託制度に関する規定であるため、これを指定管理者制度導入を担保とする規定に改めるものです。

第9条は、指定管理者が行う業務の範囲を定める規定で、施設が本来行うべき事業の実施、施設使用の許可、また施設全般の維持管理を行わせるものとしております。

第10条は、指定管理者が行う施設管理の基準について定めるものです。

なお、これらの規定の追加により、従来、第9条にあった委任規定を第11条とするものです。

附則は、この条例の施行期日を本年4月1日とするものです。

最後に、議案第8号 旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、現在、従来の管理委託制度により旭市手をつなぐ育成会に管理を委託している本施設に指定管理者制度を導入しようとするものであります。

第7条については、従来の管理委託制度に関する規定であるため、これを指定管理者制度導入を担保する規定に改めるものであります。

第8条は、指定管理者が行う業務の範囲を定める規定で、施設が本来行うべき事業の実施、また施設全般の維持管理を行わせるものとしております。

第9条は、指定管理者が行う施設管理の基準について定めるもので、これらの規定の追加により、従来、第8条にあった委任規定を第10条とするものです。

附則は、この条例の施行規則を本年4月1日とするものです。

なお、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の指定管理者については、議案第3号の旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わず、従来の管理委託者を指定管理者の候補として、学識経験者等を含めた指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、適当と認められれば、指定管理者として

指定することについて、3月議会で提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 浪川敏夫 登壇）

健康管理課長（浪川敏夫） 議案第9号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、議案第4号により、飯岡保健福祉センターが保健センター部分と福祉センター部分とに分離設置されるため、当該保健センター部分を本条例内に位置付けるとともに、従来、海上保健福祉センターとして設置していた施設についても、その業務の大半が保健業務となっている実態から、同じく本条例に組み込むためのものでございます。

第2条の表において、施設の名称と位置を定めているため、同表に旭市海上保健センター及び旭市飯岡保健センターを追加いたします。

附則第1項につきましては、本条例の施行期日を本年4月1日とするものがございます。

附則第2項につきましては、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例第5条中に保健福祉センターという表記があるため、文言の整理を行うものがございます。

附則第3項につきましては、一連の条例整備により、保健福祉センターとして位置付けられる施設がなくなるため、旭市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止を行うものがございます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） 議案第10号 旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、干潟地区の松沢農村公園及び鍋木農村公園の設置及び管理に関する条例です。従来、当該公園の所在する区長へ管理を委託していたものですが、地方自治法の改正に伴い、これを市が直接管理するために改正を行うものです。

具体的には、その管理委託を規定した第3条を廃止し、新たな管理規定として同条を設けるものです。

なお、当該施設に関しては、清掃や草刈り等の日常的な一部の管理業務を地元区へ委託する予定であります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 神原房雄 登壇）

生涯学習課長（神原房雄） それでは、議案第11号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴って管理委託制度が廃止されたため、第10条に規定されている公共的団体に管理委託ができる旨の条項を削除し、第11条を第10条に改めるものです。

なお、条例の施行日は平成18年4月1日です。

続いて、議案第12号 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

この改正についても、地方自治法の改正に伴って管理委託制度が廃止されたため、第10条に規定されております公共的団体に管理委託ができる旨の条項を削除し、第11条を第10条に改めるものです。

なお、条例の施行日は平成18年4月1日です。

以上で、議案第11号、議案第12号について補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第14号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 平野哲也 登壇）

秘書広報課長（平野哲也） 議案第13号、第14号について補足説明申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には人権擁護委員が現在12名おります。このうち旧旭市地域の3名の方が3月31日に

任期満了となりますが、合併に伴いまして、人権擁護委員の定数が旧1市3町の合計15人から新市では10人になっております。したがって、定数減の調整を考慮して、3名の方の退任に対しまして、今回は2名の方を推薦することといたしました。

議案第13号で推薦したい方は、旭市足川1765番地2にお住まいの吉野直子氏、昭和20年1月6日生まれの方であります。

吉野さんは、小学校教諭として30有余年にわたり教鞭をとられた方でありまして、平成15年から人権擁護委員として積極的に活動されており、人権擁護委員として適任の方でございますので、引き続き委員をお願いするものであります。

議案第14号で新たに推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方であります。

宮野さんは、農業経営をされながら地域の役員を務められるなど、誠実な人柄で信望の厚い方です。これまで旭市青年団連絡協議会会長、地元消防団の役員、共和保育所後援会長、旭市社会教育委員などを歴任され、人権擁護委員として適任の方でございます。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はございません。

また、委員の任期は平成18年4月1日から3年間の予定であります。

以上で、議案第13号、第14号につきまして補足説明を終わります。

議長（鈴木正道） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

日程第18 質疑、討論、採決

議長（鈴木正道） 日程第18、質疑、討論、採決。質疑、討論、採決を行います。

おはかりいたします。議案第1号から議案第14号までの14議案を委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第14号までの14議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号について質疑に入ります。

24番、神子功議員。

24番(神子 功) 議案第3号につきましてご質疑申し上げます。

今回のこの条例の制定につきましては、自治法の改正ということでご説明をいただきましたが、この後、出てきます議案第4号あるいは議案第6号、議案第7号ということで、先ほ

どご説明の中に候補者選定委員会を置いて決めていくというお話がございましたけれども、関連しておりますので、あえて議案第3号でご質疑申し上げたいと思います。

この選定委員会につきましては、どのような形で選定委員会を開催して、どのように決定をしていくのかどうか、1点だけお伺いしたいと思います。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（林 久男） まず、指定管理者選定委員会でございますけれども、一応9名を構成委員として考えております。その中で、学識経験者を2名、市民の代表者を2名、それとあと市の職員、それを3名、それとこれを所管する担当課長というようなことで、全体で9名というようなことで考えております。

それから、このスケジュールでございますけれども、今回、議決をいただきましたら、公募によらない各管理委託者、現在の委託者の方に指定申請依頼を早速出しまして、その現地説明を同時に行いまして、そのいろいろな質問に対して1月の下旬までに提出していただいております。それと、この選定委員会を2月の中旬に行いまして、2月の下旬に3月議会に議案として提出をいたします。議決後に、その指定管理者と協定を結ぶというようなスケジュールとなっております。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

明智忠直議員。

16番（明智忠直） 神子議員に関連する質問でありますけれども、今は選定委員会の方の話が出ましたけれども、ここの3号の中で8条、9条、10条にかなり詳しくうたわれているわけでありまして、選定でなくて監査の方の問題ですけれども、この事業を推進運営するにあたって、監査はかなり厳しく条文で出ているわけでありまして、特に9条の、市長は施設の管理の適正に期すためにというような部分がありますけれども、その後、市長が直接やるわけにはいかないということもありますし、その監査が市の監査委員に及ぶのか、それとも新しく別の監査というような部分で、指定管理別に監査委員とかそういうものを設けるのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑に対し答弁を求めます。

新市行政推進室長。

新市行政推進室長（加瀬博夫） お答え申し上げます。

条例の9条等に書いてございますのは、事業報告あるいはその聴取等ということでございまして、監査ということとは別でございます。これはあくまでも執行部側での市長あるいは担当課長、担当課等におきまして、それぞれの施設の管理の状況等について事業報告を求めまして、これがあまりその目的に合っていないということであれば、例えばそれを取り消したりとか停止を命じたりすると、その前段としての事業報告ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） そうすると、事業によっては、かなりの部分で赤字等をこしらえるというような部分は、担当課長の裁量ということにはなってくると思えますけれども、指定管理者がいろいろな選定委員会で選定する指定管理者でありますので、かなりの優秀な方だと思いますけれども、随時その担当課長と相談しての経営とか管理とかになるんでしょうか。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の再質疑に対し答弁を求めます。

新市行政推進室長。

新市行政推進室長（加瀬博夫） 指定管理者に指定をしまして管理を行わせる場合に当たっては、指定管理料といったような管理料を支払うというのが一般的でございます。指定管理者の公募等を行う場合には、どの程度の経費でその適切な管理を行えるかといったようなことも含めた事業計画書を提出させまして、その中で、そういった経費等も含めた中で指定の相手方を選定していくというような手続になるかと思えます。

なお、施設の性格によっては、施設を利用させるときに料金を徴収するような場合がございます。それを指定管理者側の収入とすることも法律上は可能でございます。そのようないわゆる利用料金制というのをとった場合には、市からの管理料、委託料というような形で支払うことになるかと思えますが、それが無い場合もあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、全くただで管理をさせるということではなくて、やはり指定をするにあたって協定等を定めまして、その協定に定める範囲内で一定の金額を支払って管理を行わせるという形になるということでございます。

以上です。

議長（鈴木正道） 明智忠直議員の質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 議案第3号の質疑は終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号 旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議案第7号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議案第8号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号 旭市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議案第9号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議案第10号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号 旭市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議案第11号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号 大原幽学遺跡史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議案第12号について質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号 大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

議案第13号、議案第14号については人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたします。

議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第13号は同意することに決しました。

続いて、議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

自席のまま、しばらくお待ちください。

休憩 午後 4時 5分

再開 午後 4時 8分

議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(鈴木正道) 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第98条第2項の規定に基づき、平成21年12月31日まで閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配布のとおりでございます。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議会運営委員会委員長の申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 閉会中の所管事務調査申出書の件

議長(鈴木正道) おはかりいたします。地方自治法第109条の2第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、平成21年12月31日までの閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事務調査は、平成21年12月31日までの閉会中の継続審査と決しました。

日程第19 閉 会

議長(鈴木正道) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 鈴木正道

臨時議長 伊藤 鐵

議員 伊藤 保

議員 島田和雄